

## **[事案 30-173] 契約解除無効等請求**

・令和元年5月28日 裁定終了

### **<事案の概要>**

告知義務違反により契約を解除され、がん給付金が支払われなかったことを不服として、契約解除の無効とがん給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

肝臓がんの治療のため、陽子線治療を受けたので、平成29年5月に契約したがん保険にもとづき、がん給付金を請求したところ、告知義務違反を理由に契約を解除され、給付金が支払われなかった。しかし、以下の理由により、契約解除を無効とし、給付金を支払ってほしい。

- (1)がんである旨を医師から告知された時期は、告知日以後のことであったし、以前の健康診断の肝機能検査で要検査・要医療の結果が出たものの、主治医から大丈夫であると判断された。
- (2)契約が解除された後も数か月間保険料の給与天引きが継続していた。また、自分自身が募集人でもあるため、保険会社が解除原因事実を知っていた場合、ないし、募集人が告知妨害等をした場合に当たることから、保険会社は契約を解除できないはずである。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人は、告知日から過去2年以内に病院で肝腫瘍が発見され、これを告げられていること、告知日から約半年前の健康診断における肝機能検査の結果、要精査・要医療とされている。
- (2)通例、解除通知後も、契約者に対して解除についての理解および合意を得る取扱いをしており、申立人においてもこれにより保険料の引き去りが数か月間継続したが、最終的には保険料を返している。また、保険料引き去りの継続や、募集人と告知者が同一人であることが、当社が契約を解除できない理由にはならない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の受診状況、告知時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、申立人に告知義務違反があったことが認められ、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。